

平成 25 年 5 月 10 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

米子市公共下水道等使用料審議会
会長 細 井 由 彦

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

平成 24 年 5 月 29 日付けで諮問された標記の件について、慎重審議の結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均で 10% 引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系（1 か月分の税抜き金額）

使用料区分	現 行		改 定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	10 m ³ まで	1,100 円	8 m ³ まで	1,100 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	10 m ³ 超～20 m ³	120 円	8 m ³ 超～20 m ³	132 円
	20 m ³ 超～50 m ³	154 円	20 m ³ 超～50 m ³	171 円
	50 m ³ 超～100 m ³	200 円	50 m ³ 超～100 m ³	223 円
	100 m ³ 超～500 m ³	236 円	100 m ³ 超～250 m ³	242 円
			250 m ³ 超～500 m ³	260 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	244 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	270 円
1,000 m ³ 超～	260 円	1,000 m ³ 超～	275 円	
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水 (1 m ³ 当たり)		70 円		77 円

2 使用料改定の時期

使用料算定期間は、平成25年度から平成28年度までの4か年とする。

改定時期は、下水道事業の健全化を勘案すると、使用料の改定についての市民への十分な周知を行った上で、早期に改定することが望ましい。

なお、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今後においても、平成28年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく使用料改定を検討するべきである。

3 付帯意見

当審議会は、米子市の使用料改定について、慎重に審議を重ねた結果、全委員一致で、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

景気の長期低迷のもとでの使用料改定は、使用者への負担増を求めるものであり、市においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 普及促進に向けた努力

下水道事業は、使用者の増加による収支改善効果が高い事業であることから、普及率及び水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。特に未接続の公共施設については、早急に改善を図られたい。

また、下水道への接続に当たっては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、現行の融資制度の広報を強化するとともに、融資制度の拡大も検討する必要がある。

(2) 明確な経営見直し

米子市の下水道は、整備終了まで25年程度を要する一方で、事業開始時の施設は改築、更新の時代を迎えている。今後の整備を進めるに当たっては、施設の改築・更新経費を含めた将来の負担を明らかにするとともに、歳入確保の視点を持った収支計画を立て、適切な経営分析を行う必要がある。

(3) 市民への広報活動の充実

下水道事業の健全経営のためには、独立採算制の原則による汚水処理費の利用者負担について、市民の理解と協力が不可欠である。そのために、市は、下水道施設の状況及び下水道事業経営状況等について、市広報などを通じて広報活動の充実に努力すべきである。また、使用料を改定するときばかりでなく、市民の声を事業運営に反映するとともに、市の広報活動の場となる委員会の設置を検討していただきたい。

答申の考え方

1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和49年の供用開始から40年近くが経過し、平成23年度末の地方債残高は約416億円に達している。事業開始当初に整備した区域は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている一方で、全国平均に比べて整備の進捗率は低く、事業完了まで25年程度を要する。景気の低迷が続く中、使用料収入の大幅な増収は期待できず、このまま推移すると平成28年度末の累積赤字は約6億円程度となる見込みである。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、毎年度、一般会計からの基準外繰入れにより歳入不足を補てんしており、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

厳しい経済情勢や、近い将来に見込まれる消費税の増税などにより、市民生活は極めて厳しい家計のやりくりを余儀なくされるが、一方、公共下水道事業の大幅な累積赤字を放置すれば、後年の使用者負担が増加し、世代間の負担の公平上、問題がある。

平成21年度の使用料審議会では、累積赤字の解消が計画どおりに進んでいることを踏まえ、使用料改定を見送った。このときの審議会において、使用料水準については、経営改善の状況や経済動向の変動を勘案して、3年後の平成24年度には再度の審議会を開催して使用料水準及び体系の見直しをすべきであるという要望事項があった。

今回の審議会では、その後の経営状況及び今後の収支見込を検討し、適正な使用料水準及び体系について慎重な審議を行ったものである。

現在の収支状況を検討すると、面整備の進捗の鈍化等により使用料収入が伸びなかったことなどにより、平成25年度以降の収支計画では累積赤字が増大すると見込まれる。この赤字を使用料改定によらず、一般会計からの繰入金で賄うことは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つになるとともに、使用者でない市民の税金が公共下水道事業に投入されていることになり、公平な税負担とは言い難い。

独立採算制の原則から、公共下水道事業の経営健全化のためには、現段階で、使用料改定を実施することはやむを得ないと考える。

なお、公共下水道事業と農業集落排水事業は、平成24年度に使用料を統一したこと、また、農業集落排水事業は、一般会計から赤字補てんを行っていることを踏まえ、使用料改定は、公共下水道事業の累積赤字解消を前提に設定した改定率とする。

3 使用料改定時期及び算定期間

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で平成25年度早期の使用料改定が望ましい。

また、算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、平成25年度から平成28年度までとし、今後

の使用料改定は、平成28年度以降の適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

平成28年度末の累積赤字の解消を目指し、平均改定率を10%とする。

5 使用料体系

（1）基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

（2）基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量の10m³以下しか使用していない世帯が全体の3割強であること、また、上水道の基本水量が8m³であることを踏まえ、基本使用料水量を8m³とする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資を伴う事業であることから、固定的経費の占める割合が高いため、固定的経費を基本使用料ですべて回収するとなると、基本使用料が高くなり過ぎ、その結果、一般世帯の使用者の負担が大きくなるといった問題がある。また、近隣市の基本使用料が現在の米子市と同程度であることも踏まえ、基本使用料は現行の1,100円のまま据置とする。

（3）累進度

平成23年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、汚水量1,000m³以上の事業者（0.6%）の調定額が全体の約34%を占めている。

水量ランク区分を増やすことにより、単価間の格差を縮め、使用料引上げが大口需要家に及ぼす影響を軽減することが望ましい。また、大口需要者は、改定率が低くても金額にするとその影響が大きいため、累進度を引き下げる。

（4）公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために浴場経営に配慮する必要があることから、一般汚水の平均使用料単価の1/2とするのが望ましいが、現状の厳しい経営状況を踏まえ、一般汚水と同様に10%の改定率とする。

温泉汚水については、一般汚水よりも処理経費が低いことに加え、温泉水を使用する温泉旅館業は排水量を減らすことが困難な事業である。また、皆生温泉は、米子市の観光産業にとって基幹をなすものであり、市は政策的に一定の配慮をする必要があると考えられることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とするのが望ましい。

米子市公共下水道等使用料審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 属 等
会 長	細 井 由 彦	鳥取大学教授
副会長	宇田川 英二	皆生温泉旅館組合組合長
委 員	伊 藤 邦 員	中国税理士会米子支部
同	梅 林 良 一	米子市自治連合会副会長
同	中 山 哉	米子商工会議所青年部会長
同	加 藤 洋 子	男女共同参画推進会議米子会長
同	上 村 文 乃	米子市生活学校連絡協議会会長
同	武 内 和 子	公共下水道使用者
同	谷 本 弘 子	農業集落排水施設使用者
同	佐 藤 信 彦	農業集落排水施設使用者
同	鶴 田 尚 美	公共下水道使用者

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	平成24年5月29日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱、正副会長選出 ・ 下水道事業の概要について ・ 使用料改定の経過説明
第2回	平成24年7月27日 下水道部内浜処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の財政状況及び平成23年度決算状況について ・ 下水道内浜処理場施設視察
第3回	平成24年9月19日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料算定手順について ・ 公共下水道の整備状況 ・ 下水道事業の収支計画について
第4回	平成24年11月26日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第5回	平成25年1月23日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第6回	平成25年3月15日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について

下水道事業特別会計 歳入歳出決算額の推移(使用料改定後)

1 歳入

(単位:千円)

	H23	H24見込み	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
受益者負担金	128,259	165,805	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721	178,721
下水道使用料	1,680,546	1,705,376	1,773,461	1,903,730	1,927,842	1,932,987	1,945,320	1,953,695	1,969,556	1,983,533	2,001,410
その他の使用料	1,332	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444	1,444
総務手数料	342	669	669	669	669	669	669	669	669	669	669
国庫補助金	747,160	783,400	1,331,676	809,500	824,500	818,250	820,000	810,000	815,000	820,000	822,500
一般会計繰入金	2,060,271	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403	2,099,403
延滞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市預金利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水便改造貸付金元利収入	87,100	64,100	92,200	92,200	92,200	92,200	92,200	92,200	92,200	92,200	92,200
雑入	17,395	13,911	13,525	12,904	13,204	13,504	13,804	11,325	6,473	6,473	6,473
地方債	1,138,900	963,500	1,787,200	1,186,300	1,164,900	1,162,500	973,000	973,900	961,500	947,000	934,700
前年度繰越金	24,640	56,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5,885,945	5,853,728	7,278,299	6,284,871	6,302,883	6,299,678	6,124,561	6,121,357	6,124,966	6,129,443	6,137,520

2 歳 出

	H23	H24見込み	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
一 般 管 理 費	171,051	146,700	158,880	158,880	158,880	158,880	158,880	158,880	158,880	158,880	158,880
施 設 総 務 費	355,872	319,414	339,036	339,176	339,316	339,456	339,596	339,736	339,876	340,016	340,156
施 設 維 持 費	542,617	559,925	596,461	616,461	636,461	656,461	676,461	696,461	716,461	736,461	756,461
事 務 費	130,293	124,291	130,301	130,301	130,301	130,301	130,301	130,301	130,301	130,301	130,301
管 渠 等 築 造 費	1,529,043	1,677,132	2,897,852	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000	1,720,000
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元 金	2,128,340	2,119,791	2,233,264	2,325,067	2,386,588	2,431,866	2,422,815	2,405,746	2,418,305	2,391,804	2,346,005
利 子	881,800	848,188	851,139	841,868	820,986	795,614	770,180	742,712	715,140	686,663	657,954
予 備 費	0	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
繰 上 充 用 金	493,074	402,265	379,068	309,702	158,584	50,233	△ 14,866	80,806	155,285	231,283	267,965
計	6,232,090	6,197,706	7,588,001	6,443,455	6,353,117	6,284,812	6,205,367	6,276,643	6,356,249	6,397,408	6,379,722

歳 入 総 額	5,885,945	5,853,728	7,278,299	6,284,871	6,302,883	6,299,678	6,124,561	6,121,357	6,124,966	6,129,443	6,137,520
歳 出 総 額	6,232,090	6,197,706	7,588,001	6,443,455	6,353,117	6,284,812	6,205,367	6,276,643	6,356,249	6,397,408	6,379,722
歳 入 歳 出 差 引 額	△ 346,145	△ 343,978	△ 309,702	△ 158,584	△ 50,233	14,866	△ 80,806	△ 155,285	△ 231,283	△ 267,965	△ 242,201
翌 年 度 繰 越 財 源 額	56,120	35,090									
翌 年 度 からの 繰 上 充 用 額	△ 402,265	△ 379,068	△ 309,702	△ 158,584	△ 50,233	14,866	△ 80,806	△ 155,285	△ 231,283	△ 267,965	△ 242,201

使用料体系の変遷

資料 8-3

条例制定・改正日	S49.7.3	S57.7.8	S60.10.1	S63.9.30	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25	改正案
条例施行日	S49.7.4	S57.8.1	S60.10.1	S63.10.1	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25年度
基本水量 A	8㎡	8㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	8㎡
基本使用料 B	320円	320円	500円	620円	670円	800円	1,100円	1,100円
基本使用料単価 B/A (C)	40円/㎡	40円/㎡	50円/㎡	62円/㎡	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡	137.5円/㎡
超過使用料の区分	無段階	4段階	5段階	5段階	5段階	6段階	6段階	7段階
最低単価 D	40円/㎡	50円/㎡	60円/㎡	75円/㎡	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡
最高単価 E	40円/㎡	65円/㎡	100円/㎡	150円/㎡	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡	275円/㎡
D/C	100.0%	125.0%	120.0%	121.0%	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%
累進度 E/C	100%	162.5%	200.0%	241.9%	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%
E/D	100.0%	130.0%	166.7%	200.0%	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%
浴場汚水等 F	20円/㎡	20円/㎡	35円/㎡	50円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡
F/C	50.0%	50.0%	70.0%	80.6%	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%

具体的使用料の体系

基本料金	8㎡まで	320円	8㎡まで	320円	10㎡まで	500円	10㎡まで	620円	10㎡まで	670円	10㎡まで	800円	10㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円
超過使用料 (従量料金)	8㎡超	40円/㎡	~50㎡	50円/㎡	~20㎡	60円/㎡	~20㎡	75円/㎡	~20㎡	90円/㎡	~20㎡	108円/㎡	~20㎡	120円/㎡	~20㎡	132円/㎡
			~100㎡	55円/㎡	~50㎡	70円/㎡	~50㎡	90円/㎡	~50㎡	116円/㎡	~50㎡	140円/㎡	~50㎡	154円/㎡	~50㎡	171円/㎡
			~1000㎡	60円/㎡	~100㎡	80円/㎡	~100㎡	115円/㎡	~100㎡	152円/㎡	~100㎡	183円/㎡	~100㎡	200円/㎡	~100㎡	223円/㎡
			1000㎡超	65円/㎡	~1000㎡	90円/㎡	~1000㎡	135円/㎡	~1000㎡	183円/㎡	~500㎡	218円/㎡	~500㎡	236円/㎡	~500㎡	260円/㎡
浴場汚水	20円/㎡	20円/㎡	35円/㎡	55円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡								
温泉汚水	なし	なし	35円/㎡	55円/㎡	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡								

平均改定率	45.0%	41.1%	42.9%	28.7%	18.0%	15.0%	10.0%
改定理由等	物価上昇を考慮	温泉汚水を特別料金とした理由 ①汚れの程度がよい ②排水量が大きい ③他市の例がある	自治省指示は、汚水資本費の80%を使用料対象経費に算入、当面、汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の15%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が42%から45%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の34%を算入することとした。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が50%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて、1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて、全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、緩和を図った。	平成28年度末の累積赤字解消を目指して、一般汚水及び浴場汚水・温泉汚水の使用料を平均10%値上げすることとした。 基本使用料の水量を水道に合わせ、8㎡とした。 水量ランクを増やして単価間の格差を縮めたほか、累進度を引き下げた。

米子市公共下水道等使用料審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、米子市公共下水道等使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 本市の公共下水道及び農業集落排水施設の利用者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下水道及び農業集落排水施設の使用料について

1 条例について

使用料は市議会の議決を経て、条例に定められます。
現行条例の使用料体系については、3 ページ以降を参照してください。

2 使用料の使途について

使用料は、一般会計からの繰入金と並んで、施設の維持管理費及び建設時点に借り入れた地方債の元利償還金の主要な財源です。

支出の区分	主な財源
建設改良費	補助金、企業債、受益者負担金(分担金)
維持管理費	使用料、他会計負担金等
企業債償還金	使用料、他会計負担金等

3 現行料金水準について

○ 一般家庭使用料の水準(一般家庭1か月20 m³) (税込み)

	米子市	令和元年度時点	
		県内都市 平均	山陰都市 平均
公共下水道使用料	2,952円	3,137円	3,212円
農業集落排水施設使用料	2,952円	3,083円	3,198円

※境港市は農業集落排水事業がありません

4 料金改定の経過

【公共下水道】

	改正経過等
昭和49年度	旧米子市、供用開始
昭和50年度	下水道使用料徴収開始
昭和57年度	第1回料金改正 45%
昭和60年度	第2回料金改正 41.1%
昭和63年度	第3回料金改正 42.9%
平成元年度	消費税導入に伴う改正
平成5年度	第4回料金改正 28.7%
平成8年度	第5回料金改正 20.3% 旧淀江町、供用開始
平成9年度	消費税率改定に伴う改正
平成18年度	公共下水道等使用料審議会
平成19年度	第6回料金改正 15.0%
平成24年度	公共下水道等使用料審議会
平成25年度	第7回料金改正 10.0%
平成26年度	消費税率改定に伴う改正
令和元年度	消費税率改定に伴う改正

【農業集落排水】

	改正経過等
平成6年度	旧淀江町、福岡地区・本宮地区供用開始
平成7年度	旧米子市、尚徳地区供用開始
平成9年度	〃 五千石地区供用開始
平成10年度	〃 成実第1地区・成実第2地区・尚徳第2地区 供用開始
平成11年度	旧淀江町、福井地区供用開始
平成12年度	旧米子市 大高第1地区供用開始
平成18年度	春日地区・巖地区供用開始 公共下水道等使用料審議会
平成19年度	第1回料金改正 15.0%
平成20年度	伯仙地区供用開始
平成24年度	旧米子市地区、定額制から累進従量制へ (公共下水道使用料との料金統一) 公共下水道等使用料審議会
平成25年度	第2回料金改正 10.0%
平成26年度	消費税率改定に伴う改正
令和元年度	消費税率改定に伴う改正

米子市下水道条例(抜粋)

(使用料)

第25条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1か月につき)	
基本使用料	8立方メートルまで		1,100円	
超過使用料	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	132円	
	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分		171円	
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		223円	
	100立方メートルを超え 250立方メートルまでの分		242円	
	250立方メートルを超え 500立方メートルまでの分		260円	
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分		270円	
	1,000立方メートルを超える分		275円	
	上記の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、排除汚水量1立方メートルにつき77円とする。			
	(1) 温泉汚水			
	(2) 公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場をいう。)から排除される汚水			

2 公共下水道に排除される汚水でその処理に特別の費用を要するものについての使用料の額は、前項の規定により算定した使用料の額の3倍の範囲内で規則で定める。

米子市農業集落排水施設条例(抜粋)

(使用料)

第14条 使用料の額は、使用者が農業集落排水施設に排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、次の表に定めるところにより算出して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

使用料区分	排除汚水量		金額 (1か月につき)
基本使用料	8立方メートルまで		1,100円
超過使用料	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	132円
	20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分		171円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分		223円
	100立方メートルを超え 250立方メートルまでの分		242円
	250立方メートルを超え 500立方メートルまでの分		260円
	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分		270円
	1,000立方メートルを超える分		275円

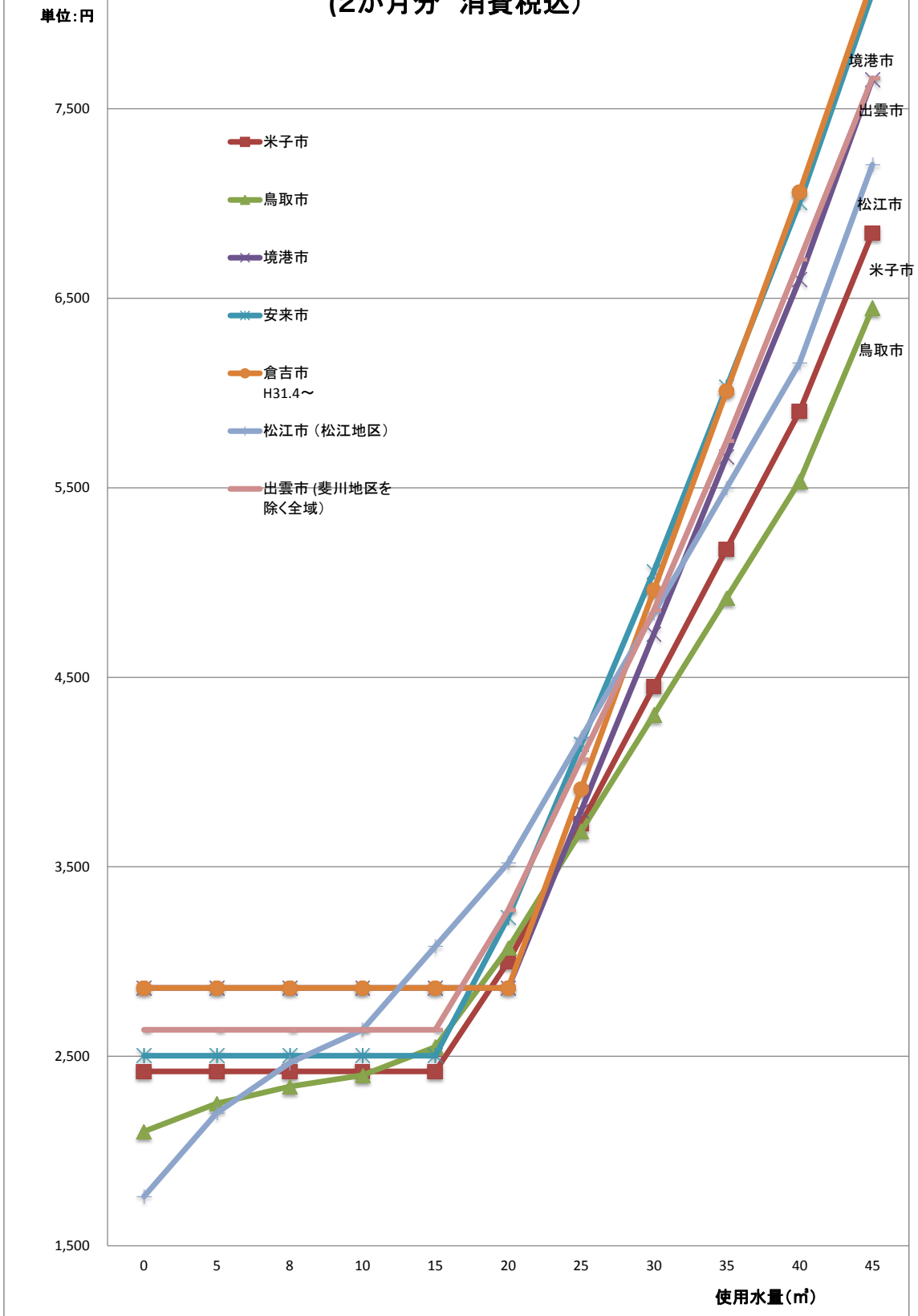
令和元年度 下水道使用料比較表（2か月分 消費税10%込）

資料10

（単位：円）

水量 (m ³)	米子市	鳥取市	境港市	安来市	倉吉市 H31.4～	松江市 (松江地区)	出雲市 (斐川地区を 除く全域)
0	2,420	2,103	2,860	2,503	2,860	1,760	2,640
5	2,420	2,251	2,860	2,503	2,860	2,200	2,640
8	2,420	2,340	2,860	2,503	2,860	2,464	2,640
10	2,420	2,400	2,860	2,503	2,860	2,640	2,640
15	2,420	2,548	2,860	2,503	2,860	3,080	2,640
20	3,000	3,071	2,860	3,234	2,860	3,520	3,272
25	3,726	3,687	3,795	4,147	3,910	4,180	4,065
30	4,452	4,303	4,730	5,060	4,961	4,840	4,856
35	5,178	4,919	5,665	6,033	6,011	5,500	5,748
40	5,904	5,535	6,600	7,007	7,062	6,160	6,704
45	6,845	6,448	7,656	8,112	8,173	7,205	7,662
50	7,785	7,361	8,712	9,218	9,284	8,250	8,618
55	8,726	8,274	9,768	10,323	10,395	9,295	9,663
60	9,666	9,187	10,824	11,429	11,506	10,340	10,708
65	10,607	10,193	11,880	12,534	12,617	11,385	11,753
70	11,547	11,200	12,936	13,640	13,728	12,430	12,798
75	12,488	12,206	13,992	14,745	14,839	13,475	13,843
80	13,428	13,213	15,048	15,851	15,950	14,520	14,888
85	14,369	14,219	16,104	17,220	17,061	15,565	15,933
90	15,309	15,226	17,160	18,590	18,172	16,610	16,978
95	16,250	16,232	18,216	19,959	19,283	17,655	18,023
100	17,190	17,239	19,272	21,329	20,394	18,700	19,068
105	18,177	18,383	20,630	22,698	21,598	19,855	20,223
110	19,163	19,527	21,989	24,068	22,803	21,010	21,378
115	20,170	20,671	23,347	25,437	24,007	22,165	22,533
120	21,176	21,815	24,706	26,807	25,212	23,320	23,688
125	22,183	22,959	26,064	28,176	26,416	24,475	24,843
130	23,190	24,103	27,423	29,546	27,621	25,630	25,998
135	24,197	25,247	28,781	30,915	28,825	26,785	27,153
140	25,204	26,391	30,140	32,285	30,030	27,940	28,308
145	26,211	27,535	31,498	33,654	31,234	29,095	29,463
150	27,218	28,679	32,857	35,024	32,439	30,250	30,618
200	34,872	34,119	42,442	45,719	44,484	38,800	40,168
250	43,030	42,274	52,392	56,319	55,684	48,000	50,928
500	107,580	104,149	132,142	142,319	143,684	121,000	120,928
1,000	214,580	208,199	264,284	284,638	287,368	242,000	241,856
2,000	429,160	416,398	528,568	569,276	574,736	484,000	483,712
3,000	643,740	624,597	792,852	853,914	862,104	726,000	725,568
5,000	1,072,900	1,041,663	1,321,420	1,423,190	1,436,840	1,210,000	1,209,248

令和元年度 下水道使用料比較表 (2か月分 消費税込)



資料11

下水道事業特別会計決算状況（平成29年度まで）

1 歳 入

(単位:千円)

目	H25	H26	H27	H28	H29
下水道使用料	1,773,934	1,951,330	2,010,838	2,060,780	1,884,920
一般会計繰入金	2,177,105	2,095,786	1,999,932	2,000,073	2,000,018
雑入・その他	13,353	43,512	14,420	15,180	66,168
国庫補助金	1,039,752	1,020,846	598,459	430,803	486,126
地方債	1,480,800	1,346,100	1,268,000	1,454,600	1,547,500
水便改造貸付金元利収入	78,580	66,500	60,500	64,500	64,000
受益者負担金	139,871	140,931	168,707	163,910	100,848
前年度繰越金	35,090	51,317	161,591	214,753	312,510
計 A	6,738,485	6,716,322	6,282,447	6,404,599	6,462,090

2 歳 出

目	H25	H26	H27	H28	H29
総務管理費	159,081	184,874	253,774	227,127	151,354
施設管理費	919,456	956,422	951,017	977,207	893,786
施設総務費	337,419	346,235	320,712	338,440	309,473
施設維持費	582,037	610,187	630,305	638,767	584,313
下水道建設費	2,339,086	2,178,552	1,752,511	1,770,596	1,646,753
事務費	121,026	113,164	112,853	114,077	109,345
管渠等築造費	2,218,060	2,065,388	1,639,658	1,656,519	1,537,408
公債費	3,044,189	3,092,487	3,110,392	3,117,159	2,505,559
元 金	2,233,287	2,330,788	2,393,468	3,117,159	1,983,663
利 子	810,902	761,699	716,924	0	521,896
繰上充用金	367,753	142,397	0	0	0
計 B	6,829,565	6,554,732	6,067,694	6,092,089	5,197,452

歳入歳出差引額 C(A-B)	△ 91,080	161,590	214,753	312,510	1,264,638
-------------------	----------	---------	---------	---------	-----------

平成29年度は3月末で打ち切り決算のため、出納整理期間の歳出歳入は含まない

農業集落排水事業特別会計（平成29年度まで）

1 歳入

（単位：千円）

目	H25	H26	H27	H28	H29
施設使用料	172,771	191,633	192,554	191,892	137,345
一般会計繰入金	319,632	316,926	302,470	316,069	440,856
雑入・その他	16,970	9,163	4,072	1,176	91
国庫補助金	0	0	0	0	0
地方債	140,000	147,000	157,500	181,800	43,400
水便改造貸付金元利収入	36,580	19,400	13,500	11,000	146,700
受益者負担金	8,967	6,480	3,953	10,988	2,831
前年度繰越金	0	15,109	0	0	0
計 A	694,920	705,711	674,049	712,925	771,223

2 歳出

目	H25	H26	H27	H28	H29
総務管理費	39,703	44,946	43,945	75,296	43,542
施設管理費	205,371	219,478	181,770	178,993	276,937
施設総務費	36,847	19,481	16,097	17,237	147,938
施設維持費	168,524	199,997	165,673	161,756	128,999
農業集落排水事業費	0	0	0	0	0
事務費	0	0	0	0	0
施設建設費	0	0	0	0	0
公債費	434,737	441,287	448,334	455,796	450,744
元金	310,263	324,844	338,273	352,649	300,175
利子	124,474	116,443	110,061	103,147	150,569
繰上充用金	0	0	0	0	0
計 B	679,811	705,711	674,049	710,085	771,223

歳入歳出差引額 C(A-B)	15,109	0	0	2,840	0
-------------------	--------	---	---	-------	---

平成29年度は3月末で打ち切り決算のため、出納整理期間の歳出歳入は含まない

米子市の生活排水対策方針 概要版

平成 31 年 2 月

【目的】

生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全

現状・課題

- ◆人口減少や超高齢化社会の到来等の社会情勢が大きく変化し、経営環境は厳しさを増している。
- ◆公共下水道は、現在の整備状況では整備完了までに約 30 年を要する見込みであり、残された汚水処理未普及地域の早期解消が急がれる。
- ◆国は、平成 38 年度末まで新規管渠整備に重点配分する「10 年概成方針」を示しており、「10 年概成」期間以降の国庫補助制度は不透明な状況にある。
- ◆国のマニュアルによる経済比較結果では、集合処理が有利である。
- ◆今後、既整備汚水処理施設の老朽化対策や更新時期の到来による、改築・更新に係る経費の増が見込まれる。

今後の検討・取組課題

☆持続可能な下水道事業運営のために、

長期的な観点から既整備施設の効率的な改築・更新や運営管理手法、投資財政計画について検討・実施を行う。

- ①損益情報やストック情報などの経営状況の的確な把握及び財務諸表の分析による財政マネジメントの向上
- ②ストックマネジメント計画による施設の計画的な改築更新の実施
- ③包括的民間委託の導入の検討など、効率的な施設運営体制の構築
- ④災害時の緊急対応及び業務継続のための計画策定など事前対策等の実施
- ⑤公共下水道、農業集落排水施設等の市内の汚水処理施設の統廃合、及び行政界を超えた広域連携・共同化の検討の継続

基本的な考え方

- 汚水処理施設の整備については、集合処理を基本としつつ、国の「10 年概成方針」を踏まえた時間軸の視点から、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ早期概成を目指す。
- 市民の安全で快適な暮らしを守るため、持続的な汚水処理システムの構築を目指す。

整備方針の概要

- ◆早期整備概成を考慮した時間軸の視点とともに、各施設の特徴、経済性等を総合的に勘案した整備手法を検討（中期目標）

目標：汚水処理人口普及率 95%（平成 38 年度末）

【公共下水道】

市街化区域を優先して、年間 60 ヘクタールの新規整備を実施

【合併処理浄化槽】

公共下水道の早期整備が困難な区域では、設置補助制度を拡大し、国基準額の 9 割を補助

【農業集落排水】

最適整備構想を踏まえて、施設の統廃合を含めた効率的な整備・運営を検討

- ◆国庫補助制度や人口推移等の今後の社会環境の変化等を踏まえつつ、施設の効率的な運営管理により、持続可能な事業運営のあり方を検討（長期目標）

主な下水道用語の解説

資料13-1

用語	読み方	解説
維持管理費	イジカンリヒ	事業の管理運営に要する経費で資本費に対する用語。「人件費」(職員の給与費等)及び「物件費」(管渠の清掃費、電気代等の動力費、薬品費、施設の補修費、委託費等)の合計額をいう。
汚水	オスイ	それぞれの家庭で使った後の汚れた水。水洗トイレからのし尿、工場や事業所から出される排水。
汚泥	オデイ	下水処理のよって発生する泥状の物質のこと。
汚水処理原価	オスイショリゲンカ	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理費。 低いほど1m ³ 当たりの処理費が安いいため効率的といえる。 $\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理施設	オスイショリシセツ	下水道施設や農業集落排水施設、浄化槽などの家庭や事業所などから出る汚水を処理する施設の総称。
汚水処理人口	オスイショリジンコウ	まちに住んでいる人のうち、下水道、浄化槽などの汚水処理施設が整備された区域に住んでいる人口。
合併処理浄化槽	ガツペイショリジョウカソウ	し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を合わせた生活排水を処理する浄化槽。
管渠	カンキョ	下水道管のこと。汚水管、雨水管、合流管がある。
基本水量	キホンスイリョウ	日常生活の上で想定される公衆衛生向上の観点から必要な汚水排出量。米子市の場合は1か月当たり8m ³ である。
基本料金	キホンリョウキン	汚水排出量に関係なく必要となる経費に対するもので、米子市の場合、基本水量0~8m ³ /1か月に対して1,100円としている。
供用開始	キョウヨウカイシ	下水道管が布設され、公共ますへ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。
下水	ゲスイ	生活若しくは事業に起因し又は付随する排水(汚水)及び雨水。
下水道	ゲスイドウ	下水を排除するために設置された管渠、その他処理施設やポンプ施設の総称。(広義の下水道)
公共下水道	コウキョウゲスイドウ	市街地の雨水を速やかに排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となって行う最も一般的な下水道。
公共ます	コウキョウマス	各宅地内から出た汚水を受け、公共下水道に流すための設備。
高度処理	コウドショリ	終末処理場において通常行われる処理よりも高度な水質が得られる処理。通常の除去対象水質(BOD、SS)の向上を目的とするものと、十分除去できない物質(窒素、リン)の除去率向上を目的とするもの。
合流式下水道	ゴウリュウシキゲスイドウ	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で、古くから下水道事業を行っている地域で採用されている。(米子市では内浜処理区の一部)
事業計画区域	ジギョウケイカクケイキ	下水道を行う場合に、あらかじめ整備する区域を定めて、下水道法第4条に基づき、国土交通大臣又は知事に協議した区域。
し尿	シニョウ	トイレから出る排水のこと。

用語	読み方	解説
資本費	シホンヒ	下水道を建設する際に借り入れた、地方債元利償還金及び地方債取扱諸費の合計額のこと。
資本費算入率	シホンヒサン ニュウリツ	汚水処理のうち資本費に要した費用が使用料によって回収される割合のこと。
資本費平準化債	シホンヒヘイ ジュンカサイ	下水道整備は先行投資が多額にも関わらず、供用開始当初は利用者も少なく過大な使用料負担を求めることになり世代間の公平に反することから、下水道事業債の償還財源として資本費平準化債を活用することにより後年度に負担を繰延べすることができるもの。
終末処理場	シュウマツショ リジョウ	下水を最終的に処理して、河川や公共の水域又は海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設とこれを補完する施設。
従量料金	ジュウリョウリョ ウキン	汚水排出量に応じて増減する使用料で、汚水排出量に応じて変動する経費などをまかなうもの。米子市は、排出量が増えるほど単価が高くなる逓増方式(ていぞうほうしき)である。
受益者負担金	ジュエキシャフ タンキン	下水道が整備されることにより、利益を受ける人が建設費の一部として負担するもの。処理区域内の土地に対して賦課されるもので、一度限りのもの。米子市は、現在1㎡当たり480円である。(淀江は除く)
需要家費	ジュヨウカヒ	下水道使用水量の多寡にかかわらず主として下水道使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費等のこと。
使用料単価	ショウリョウタン カ	使用料対象水量1㎡当たりの使用料収入額。 高いほど料金水準が高い。 $\text{使用料単価(円/㎡)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$
使用料回収率 (経費回収率)	ショウリョウカイ シュウリツ (ケイヒカイシュ ウリツ)	使用料で汚水処理費を回収している割合。経費回収率ともいう。 高いほど経営健全である。 $\text{使用料回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$
処理区域	ショリクイキ	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、公示された区域のこと。
処理区域内人口	ショリクイキナ イジンコウ	供用開始後公示済区域内の人口のこと。
水洗化人口	スイセンカジン コウ	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水を処理している(水洗化を完了している)人口。
水洗化率	スイセンカリツ	処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。 $\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$
生活雑排水	セイカツザツパ イスイ	生活排水のうち、し尿以外のもの。
生活排水	セイカツハイス イ	一般家庭から出るし尿、炊事、洗濯、入浴等の排水。
農業集落排水施設	ノウギョウシュ ウラクハイスイ シセツ	農業用水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、汚水を排除し、又は処理するために市が設置し、及び管理する配水管、排水渠、汚水処理施設等のこと。
排除汚水量	ハイジョオスイ リョウ	下水道に流した汚水の量のこと、使用料算定の基礎数値となるもの。上水道の使用量を排除汚水量としている。 井戸水などを使用している場合は、計量装置の数値か、揚水機の規模や世帯人員などにより、水量を認定している。

用語	読み方	解説
排水設備	ハイスイセツビ	一般家庭や工場から下水を下水道に流入させるために必要な排水管等の施設。
BOD	ビーオーディー	Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量 水質の汚濁状態を表す指標の一つ。有機物を生物化学的に分解するのに必要な酸素量で、数値が大きいほど汚濁していることを示す。
普及率	フキュウリツ	下水道を利用できる人口の割合。 $\text{下水道普及率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
不明水	フメイスイ	汚水管に何らかの理由で、流れ込んできた雨水や地下水等で、処理水量から有収水量を除いた水量のこと。
分流式下水道	ブンリユウシキ ゲスイドウ	汚水と雨水を別々の管に集めて排除する方式。汚水だけを処理施設に入れることになり、雨水は側溝等で河川に流すことになる。
ポンプ場	ポンプジョウ	下水は処理場まで自然流下で行くのが原則だが、管渠が深くなりすぎたり、地形的に自然流下ができない場合等にポンプで水位を上げるために設ける施設。
有収水量	ユウシュウスイ リョウ	下水道使用料によって収益がある汚水量のこと。
有収率	ユウシュウリツ	汚水のうち、使用料の対象となっている水量の割合。 有収率が高いほど使用料徴収の対象とならない不明水が少なく、施設の利用効率が高い。 $\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水量}} \times 100$
類型団体	ルイケイダント イ	総務省の下水道事業経営指標より、下水道事業を運営する全国の団体を、規模別、地理的条件別、事業進捗度別に、分類した同じグループの団体のこと。 【平成31年3月31日現在】 米子市の公共下水道事業は・・・ 処理区域内人口10万人以上(規模別分類) 有収水量密度2.5千m ³ /ha以上5.0千m ³ /ha未満(地理的条件別分類) 供用開始後25年以上(事業進捗度別分類) の類型団体(類型区分:Ac1)に分類されている。 米子市の農業集落排水事業は・・・ 有収水量密度2.5千m ³ /ha未満(地理的条件別分類) 供用開始後15年以上25年未満(事業進捗度別分類) の類型団体(類型区分:d2)に分類されている。
累進度	ルイシンド	使用料体系中の最大従量単価を基本使用料単価で割ったもの。

あ行	営業外収益	エイキョウガイシユウエキ	営業活動以外によって生じる収益を指し、受取利息や長期前受金戻入などが挙げられます。
	営業外費用	エイキョウガイヒヨウ	営業活動以外によって生じる費用を指し、企業債や借入金の利息などが挙げられます。
	営業収益	エイキョウシユウエキ	営業活動によって生じる収益を指します。主に使用料が挙げられます。
	営業費用	エイキョウヒヨウ	営業活動によって生じる費用を指し、人件費、維持管理費や減価償却費などが挙げられます。
	営業利益(損失)	エイキョウリエキ(ソンツ)	営業活動によって生じる利益(損失)を指し、営業収益から営業費用を差し引いた額を指します。

か行	借入資本金	カリレシホンキン	資産を取得するために充てた企業債や他会計からの長期借入金があります。
	借換債	カカエサイ	既に借り入れた地方債を償還するために借り入れる地方債のこと。過去に借り入れた高利率の地方債を償還するために発行されるものが主です。
	企業債	キキョウサイ	地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債のことです。
	企業債残高対事業規模比率	キキョウサイサンダカ イシキョウキホヒツ	=(地方債現在高合計－一般会計負担額)÷(営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金)×100 ・料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
	一般会計繰入金	イッパンカイケイクリキン	地方公営企業は独立採算が原則ですが、以下の経費については、法において一般会計等が負担するものとされており、経費負担区分のルールについて毎年度「繰出基準」として総務省から通知されています。この基準に基づくものを基準内繰入と言い、それ以外を基準外繰入と言います。 [基準内繰入金] ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 ・その他公営企業の性質上能率的な経営をしてもなお、経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
	繰上充用金	クリアケジユウヨウキン	地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額のことです。
	繰入金	クリレキン	公営企業の目的とされる事業の遂行に必要な財源に対して、必要により一般会計から繰り入れられた資金のことです。
	経常黒字	ケイジヨウクロジ	経常収支((営業収益+営業外収益)-(営業費用+営業外費用))がプラスとなることを示します。
	経常収支比率	ケイジヨウシユウシヒツ	=(経常収益÷経常費用)×100 ・経常費用が経常収益によってどの程度賅われているかを示すものです。この比率が高いほど、経常利益率が良いことを表し、100%未満の時は経常損失が生じていることを意味します。
	経常損益(収支)	ケイジヨウソンエキ(シユウシ)	=経常収益(=営業収益+営業外収益)-経常費用(営業費用+営業外費用)の計算式で求められます。
	経費回収率	ケイカイシユウリツ	=下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100 ・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料でまかなえているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することができます。

決算規模(支出)	ケッサンキホ	当該年度の現金ベースでの支出額を表します。 ・法適用企業:総費用(税込)-減価償却費+資本的支出 ・法非適用企業:総費用+資本的支出+積立金+前年度繰上充用金
減価償却(費)	ケンカシヨウキヤク(ヒ)	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上します。
減債積立金	ケンサイツミタテキン	長期負債の返済に備えるための利益留保のこと。純資産(資本)の一種で、減債=借金を返す(償還する)ために計上する科目です。償還後は取り崩して、繰越利益剰余金に戻します。
建設改良積立金	ケンセツカイリヨウツミタテキン	建設改良積立金は、将来の更新投資等を含む設備投資や、発生するリスクのための積立金です。
建設改良費	ケンセツカイリヨウヒ	公営企業の固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費のことです。
建設仮勘定	ケンセツカリカンジヨウ	固定資産が建設によって取得される場合、その金額が大きく、かつ、長期にわたる工事について、それに関連した工事費、人件費や物件費などの一般管理費、建設期間中に生じた支払利息などを整理するための勘定で、固定資産を取得した時点で本勘定に振替するものです。
固定資産	コテイサン	長期間(1年以上)に亘って利用又は所有する資産で、土地、建物、機械装置などがあります。
固定負債	コテイサイ	支払期間が1年以上の負債で、資産を取得するために充てた企業債、退職給与引当金などがあります。

資金不足額	シキンブソクガク	地方債協議制の下、許可対象事業への移行の基準に用いられるもの。特別会計単位で判断されます。 ・法適用事業: A+B-C A=「流動負債の額」-「控除企業債等」-「控除未払金等」-「控除引当金等」-「PFI建設事業費等」 B=「算入地方債の現在高」 C=「流動資産の額」-「控除財源」+「貸倒引当金」 ・法非適用事業: A+B-C+D A=「繰上充用金」 B=「支払繰延額」+「事業繰越額」 C=「未収入特定財源額」 D=「算入地方債の現在高」
資金不足比率	シキンブソクガクヒツ	= 資金不足額 ÷ (営業収益-受託工事収益) × 100 ・営業収益に対する資金不足額の割合。10%を超える特別会計は許可対象事業に移行します。
自己資本金	ジコシホンキン	資産を取得するために一般会計から出資を受けた繰入資本金と、減債積立金を使って企業債の償還をした場合や、建設改良積立金を使って建設改良工事を行った場合など利益剰余金から振り替わった組入資本金などがあります。
実質収支	ジツシツシュウシ	= (総収益-総費用)+(資本的収入-資本的支出)-積立金+前年度からの繰越金-前年度繰上充用金+収益的収支に充てた地方債+収益的収支に充てた他会計繰入金 以上の計算式で求められます。
資本剰余金	シホンジョウヨキン	資産を取得するための財源とした補助金などがあります。

	資本的収入・支出	シホンテキシュウニユウ・シ シュツ	効果が年度を超えて将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入の ことです。 ・資本的支出：建設改良費、企業債償還金(元金)等、費用とは関係の ない支出で、現金支出を必要とするもの。 ・資本的収入：企業債、固定資産売却代金(売却益は除く)、他会計から の出資金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収 益に関係のない収入で現金を予定されるもの
	収益的収支比率	シュウエキテキシュウシヒリ ツ	=総収益÷(総費用+地方債償還金)×100 ・当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益 で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表 す指標です。
	収益的収入・支出	シュウエキテキシュウニユウ・シ シュツ	その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこ れに基づいて行われます。 ・収益的収入：①サービス提供の対価としての料金収入を主体とする 「営 業収益」 ②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」 ③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」 ・収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費 用」 ②支払利息等の「営業外費用」 ③固定資産売却損・過年度損益修正損等の「特別損失」 及び「予備費」
	純利益(純損失)	ジュンリエキ(ジュンソ ンシツ)	=総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益)-総費用(=営業費用+ 営業外費用+特別損失) 以上の計算式で求められます。
	総収益	ソウシュウエキ	営業収益、営業外収益、特別利益を合計したものです。
	総費用	ソウヒョウ	営業費用、営業外費用、特別損失を合計したものです。
	損益勘定留保資金	ソンエキカンジョウリュウホ シキン	資本的収支の補てん財源の一つで、当年度損益勘定留保資金と、過年 度損益勘定留保資金に区分されます。収益的収支における現金の支 出を必要としない費用、具体的には減価償却費、資産減耗費(現金支 出を伴う除却費を除いたもの)などの計上により企業内部に留保され る資金をいいます。
	損益計算書	ソンエキケイサンショ	一会計年度の純利益(損失)とその発生原因を明らかにするため、その 期間に発生した収益と、それに対応する費用を一つの表にしたもの です。

た行	貸借対照表	タイシャクタイショウヒョウ	一定時点(年度末)における財政状況(資産・負債・資本)を明らかにす るための表です。
	長期前受金戻入	チョウキマエウケキンレイ ニユウ	減価償却が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を 収益として割り振ることで、長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処 理で、実際の現金処理はありません。
	特別利益(損失)	トクベツリエキ(ソンシツ)	その発生が経常的でなく、また、性格的にも臨時的な利益又は損失。固 定資産売却益(損)などがあります。

な行	内部留保資金	ナイブ ^レ ウホシキン	減価償却費などの現金の支出を伴わない経費により蓄積された損益勘定留保資金や積立金などの利益剰余金で、企業内部に留保されている資金のことをいいます。
----	--------	------------------------	---------------------------------------------------------------------------

は行	不良債務	フヨウサイム	=(流動負債-建設改良費等の財源に充てるための企業債・長期借入金-地方債に関する省令附則第8条の3に係るリース債務(PFI法に基づく事業に係る建設事業費等)-(流動資産-翌年度に繰越される支出の財源充当額)>0 ・流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その上回る額を言う。これが発生するということは資金不足を意味します。損益収支において黒字であっても、資本収支において資金不足を生じる場合があるが、不良債務によれば損益・資本両収支の資金繰りの状況を把握できるので、赤字の状況判断の基準となります。
	補助金	ホジョキン	国庫補助金と一般会計補助金があります。営業活動に充てるための補助金は営業外収益で、資産を取得するために充てた補助金は資本剰余金に含まれます。
	補てん財源	ホテンザイゲン	資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補てんに用いられる財源で、損益勘定留保資金、積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額などがあります。

ま行	無形固定資産	ムケイコテイサン	水利権、電話加入権などのことです。
----	--------	----------	-------------------

ら行	利益剰余金	リエキジョウヨキン	過去の損益取引から生じた利益を積み立てたもので、地方公営企業法に基づいて積み立てる減債積立金、任意で積み立てる建設改良積立金などがあります。なお、当年度未処分利益剰余金については議決を経て処分が決まります。
	流動資産	リュウトウシサン	現金や未収金など通常1年以内に現金化、費用化が出来る資産を示します。
	流動比率	リュウトウヒツ	流動負債に対する流動資産の割合を示す指標であり、企業の短期的な支払能力を判断するために用いられます。流動資産が流動負債を上回っていることが望ましく、少なくとも100%以上が求められます。
	流動負債	リュウトウフサイ	未払金などの通常1年以内に返済される負債を示します。
	累積欠損金	ルイセキケツソンキン	営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんできなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたもの。
	累積欠損金比率	ルイセキケツソンキンヒツ	=累積欠損金÷営業収益×100 ・累積欠損金が年間営業収益の何%になっているかを示すものであり、この比率が高率なほど企業の損益収支の内容が悪化していることを示します。

米子市の下水道使用料 Q&A

Q1 下水道使用料は、何をもとに決められているのですか？

A1 家庭や工場などから排出される汚水は、下水道管を通りポンプ場を経由した後、終末処理場に集められ、きれいな水に処理されて、河川等の公共用水域に放流されます。

排出された汚水を公共用水域に放流するまでには、下水道管、ポンプ場、処理場等の下水道施設が必要となります。汚水の処理には、これら下水道施設が常に正常な働きを保つための維持管理費や公債費のほか、汚泥処理費など、多額の経費が必要となります。これらの経費は、下水道を利用している皆さんにお支払いいただいている下水道使用料でまかなわれることが原則となっています。

Q2 「雨水公費・汚水私費」のルールとは何ですか？全国一律のルールですか？

A2 自然現象である雨水は原因者(負担者)を特定することが困難なこと、雨水を排除することは浸水防止による都市機能の保全に効果を発揮し、受益が市民全般に及ぶため、雨水の処理に要する経費は公費(税金)でまかなうこととしています。

一方、排出者が明らかである汚水の処理は、私費(個人や企業等が支払う使用料)でまかなうことを原則としています。

「雨水公費・汚水私費」が国の基準ですが、多くの自治体にあっては、自治体の財政状況等によりなかなか国の基準どおりになっていないのが現実です。

Q3 なぜ水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか？

A3 下水道に流されるものには固形物が含まれていたり、水道のように管が満水状態ではないことなどから水量を正確に計ることが困難です。このため、下水道に流される水量は、ある程度の誤差を前提として「水道の使用水量＝下水道への排除汚水量」として計算しています。

Q4 なぜ下水道使用料には基本料金があるのですか？

A4 基本料金は、使用した水量の多い少ないにかかわらずお支払いいただくものです。

下水道は、使用料対象経費に占める固定的な経費の割合が極めて大きいことから、固定的な経費の一部を基本料金としています。

Q5 なぜ下水道使用料は、たくさん使うほど単価が高くなるのですか？

A5 下水道の処理水量が増加して施設の処理能力が不足すると、下水道施設を増設したり、改良したりする必要が生じ、その経費の一部をまかなうための補助金や税金などの多くの公費が投入されます。また、処理水量の増加に伴い、処理場やマンホールポンプ場の電気代など維持管理費も増加していきます。

汚水処理の経費は、使用料収入でまかなうのが原則であるため、原因者負担を徹底すると同時に、できるだけ処理水量の増加を抑えるために、水道使用水量が多くなるほど使用料を高くしてあるのです。

Q6 なぜ公衆浴場の排水や温泉排水の下水道使用料は、特別料金となっているのですか？

A6 一般の下水道使用料は、水量が多くなると料金単価が上昇する累進従量制としていますが、公衆浴場(銭湯)の汚水や温泉汚水については、水量の多少にかかわらず、一定の単価とする単純従量制としています。

公衆浴場(銭湯)は、お風呂のない借家住まいの方等が多く利用されており、水量が多いからといって高額な下水道使用料を賦課することとなると、入浴料金の上昇を招き、公衆衛生上の問題が生じます。現実には、公衆浴場(銭湯)は物価統制令により入浴料金が抑制されていますが、下水道事業も、衛生に配慮する事業として、料金体系を単純従量制にして、料金の抑制を図っています。

また、温泉排水についても、固形物・浮遊物が少なく、一般の下水道使用料と同一の累進料金とすることは適当でないことから、公衆浴場(銭湯)と同様の単純従量制の料金としています。

Q7 一般家庭の使用料は、大幅な値上げにならないよう配慮するべきではないですか？

A7 近年、景気の低迷により、大口使用者の使用水量が少なくなっています。また、単身や2人の世帯が増加し、世帯当たりの平均使用水量も年々少なくなっています。

このため、収入を確保するためには、小口の単価を引き上げて、広く浅く負担していただく必要があります。

Q8 今後も使用料を引上げなければ事業の運営はできませんか？

A8 米子市の下水道整備率は、人口に対して7割程度であり、今後も整備を続けるため、当面の

事業費は変わりません。さらに、老朽化した施設の改築更新が増えるため、その費用も必要となります。一方、人口減少や経済状況の影響で、整備区域の拡大にもかかわらず使用料の伸びは鈍っています。

委託の導入、計画的な施設改修、水洗化率向上による収入確保や施設の統廃合の検討など、下水道事業の効率化・経営健全化への取組を行いながら、使用料についても経営状況を踏まえて継続的に見直していく必要があります。

Q9 下水道事業にもっと税金などをつぎ込むことで、使用料を安くすることができるのではないですか？

A9 下水道事業の経営には、一般会計繰入金として税金が一部使われています。しかし、税金を納めているのは下水道が使える地域の市民だけではありません。下水道を利用できる市民のためだけに税金を使うことは、下水道を利用できない市民にとって不公平となります。

Q10 経費の節約で値上げ幅を抑えることができるのではないですか？

A10 財政面で安定的な事業運営を行う上で、経費の節約は大切なことです。安定的な事業運営は、使用料の値上げ幅を抑えることにつながります。

これまでに本市では、汚泥のコンポスト化(=汚泥を肥料にすること)・セメント業者への引渡しにより汚泥処理費の節減を図ったり、安全性が確保される範囲内で委託先の人員を削減することで委託費の削減を図ったり、また、過去に高い利息で借りた借金を安い利息のものに借換えて支払利息の節減を図ったりしています。

また、長期的な観点から経費を抑制するために、施設のライフサイクルコストを考慮した維持・更新の計画(「ストックマネジメント計画」といいます。)を作成するなど、色々な工夫をしています。

Q11 他の市町村と比べて下水道使用料が高すぎるのではないですか？

A11 公共下水道の家庭用使用料(1か月20m³使用時)を比較してみると、米子市の下水道使用料は山陰地方7市の中では2番目に安い使用料となっています。(米子市2,952円に対し、山陰地方7市平均3,212円)

また、総務省が示した1か月20m³使用時の適正料金水準は月3,000円とされています。

Q12 農業用集落排水事業は、使用料の値上げは不要なのではないですか？

A12 農業集落排水事業の会計は、一般会計から国の基準で定められた金額(基準内繰入金)を繰り入れても赤字状態となっています。(平成30年度においては、使用料収入1億7千6百万円に対し、歳入不足額2億4千万円です。)

農業集落排水事業の整備は既に完了していますが、過去に建設費の財源として借りた借金の返済が今後も続くため、実質的な歳入不足が今後も続くものと見込まれます。

Q13 公共下水道と農業集落排水施設で、下水道の種類が違っていても使用料は同じ金額にするのが普通ですか？

A13 全国で複数の下水道を実施している市町村でも、過半数以上の市町村が使用料を統一しています。公共下水道事業、農業集落排水事業で使用料を統一するのは、同じ市民で同種の行政サービスを受けられるなら、お支払いいただく使用料は同じであるべきとの考え方によるものです。

Q14 水道料金よりも下水道料金が高いのはなぜですか？

A14 下水道は廃棄物処理という性格を持っており、環境対策としての公益性が高いため、補助金や税金などで補って、政策的に使用料の水準を抑えています。

しかし、下水道管は、水道管よりも深いところに埋めなければならないため、建設コストが割高となる上、処理コストも水道の浄水コストを上回っており、水1m³当たりの原価を単純比較すると、下水道のコストは水道の何倍にもなります。

このため、米子市の下水道使用料は、水道料金を上回っています。

Q15 水道水の他に井戸水を使用する場合、下水道使用料を支払わなければならないのでしょうか？

A15 井戸水などの水道水以外の水を公共下水道又は農業集落排水施設に流される場合は、市役所に届出をしていただき、排水量の認定を行います。

その上で、認定された排水量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。

Q16 宅地内の家庭菜園、植木の水撒きや農地に散水していて、下水道には排水していない場合でも、水道水の使用水量で下水道使用料を計算するのですか。

A16 水道水の使用水量の一部が明らかに公共下水道又は農業集落排水施設に排水されておらず、水道水等の使用水量と排出される汚水量が著しく違う場合は、水道栓の新設(分栓)な

どをしていただくことで、下水道使用料の計算をすることができます。

Q17 公営企業会計とは何ですか？今までの会計とは何が違うのですか？

A17 「地方公営企業法」という法律に基づいています。米子市の下水道事業では、その財務規定のみを適用しています。今までは、歳入・歳出というお金の出入りの時点で記帳していましたが、公営企業会計では現金の出入りに関係なく、取引が発生した時点で記帳することになります。これを現金主義・発生主義と言いますが、一番大きな違いはここになります。公営企業会計では複式簿記により記帳しますので、お金の発生しない減価償却費などの資産に係る費用と、資産のストック状況も把握することができます。